

第6回 四万十町自治基本条例検討委員会

1 開催日時

日時：平成21年6月30日（火）午後7時00分～9時05分

2 開催場所

十和総合開発センター 大会議室

3 出席者（敬称略）

- ・委員：山本 桓、八木 雅昭、川村 英子、北村 明三、山脇 峯一
長谷部 恵美、宮脇 晴信、林 長生、西原 真衣、井上 典子、
奥宮 正洋、船村 覚、佐藤 恵司、宮脇 昌子 14名出席

- ・事務局：企画課 敷地副課長 吉岡総括主幹、岡崎主任
十和総合支所 岡本支所長
- ・作業部会：小笹義博（十和総合支所 産業建設課）富田 努（企画課）
竹内寛子（議会事務局）仲 治幸 横山光一（十和総合支所地域振興課）
- ・傍聴人 0名

4 議事

（1）住民の意見を聞く機会、議会との意見交換会の検討

（2）自治基本条例に盛り込むべき事項と内容の検討

5 会議結果（要旨）

分散会に入る前に委員長から住民の意見を聞く機会等についての提案があり、協議を行なう。

住民の意見を聞く機会を持つことについて

条例案作成には、住民の声が反映させるための手続き取るべきと考え 窪川3箇所、大正・十和地区各1所、町内全体では5箇所ぐらいを設定して意見を聞く機会をもったらどうだろうか。この会に事務局は全て出ることになるが、委員の方々も分かれて参加していただきたい。時期としては、7月下旬から8月中旬に掛けてと考えている。

住民の参加を促していく条例を創ろうとしているのであり、住民の意見を反映させる行動をとらないと、自分達だけで条例を創ることは心苦しいと思う。この提案について、行なうべきかどうかも含めて皆さんの意見を聞きたい。

- ・他の地域のことは分からないが、十和地区では1箇所ではなく、昭和、十川2箇所で開催した方が良いのではないかと。提案の意見を聞く会の開催は賛成である。

会場の5箇所の設定は案であり、もう少し細かく地域設定をして方が良いとの皆さんの意見なら、その意見に沿っていきたい。

- ・広く意見を聞くことは賛成ですが、ただ、どのような会とするのか。

会の中身は、この条例をつくる目的、これから「住民自らが考えて、自らが行動し、実行していく」というまちづくりの構想を作っていこうといことであり、住民が参画してく仕組みをどのように整備していくのか具体的な資料の提供、また、現在までの検討委員会の経過を報告して、住民方々から意見を聞くということになる。

会には、委員全員が参加するのではなく、何班かに別れ班単位での参加を提案したい。

- ・班数は2班が良いのではないかと。
- ・どのような方法で、人を集めるのか。

まず、この会の開催を行なうのか、どうか議論してもらいたい。行なうとなれば具体的に事務局と詰めていく。

周知の方法は、区長文書による回覧、ケーブルテレビの活用を考えている。

- ・実施するかどうかの議論の前に、具体的な内容の話しになってきている。実施するかどうかの決断をするうえで、この会において委員の役割はどういうことを担うのか。

住民の意見を聞いて、この検討委員会に反映させていく役割を担うこと。

現在までの検討委員会の経過、なぜ条例が必要なのかまとめた資料は事務局が用意し、それに基づき参加者から住民としてこの条例に盛り込むべきことの意見を求め、それを持ち帰り、検討委員会で議論していくことになる。

- ・結果だけを住民に周知するのではなく、計画段階から住民意見を反映させるべきであり、この条例は、自分達が守って行動を起こさなければならないものなので、早い段階から意見を聞くことは賛成である。

検討委員会内の意見が出され、条例の骨格が決り、具体的な中身がまとまった時点で、住民の意見を聞く機会を持ち、最終的にとりまとめるという順序もあるので、その場合は先の時期の開催となる。今の時点で行なう場合は、今話されている議論を報告して意見を聞くことになるが、早い時期から住民意見を反映させることになる。

皆さんの意見を聞かせてもらいたい。

- ・ 将来を担う中、高校生に対してもアンケート調査を行うなど意見を聞いてはどうか。
- ・ 早い時期から意見を聞くことは大事であり、内容を動かさない時期にきて報告して意見を聞いても、出された意見が反映されないことでは意味が無い。
- ・ 早い機会に意見を交わすことは好ましいことだが、骨格がはっきりしていない段階では、説明が曖昧になってしまう。あまり進み過ぎた段階でもいけないと思うが、いま少し議論が進んだ段階が良いのではないか。議会との意見交換後あたりではどうか。また、議会との意見交換はどのようになっているのか。

この議題後、提案しようと思っていたが、議会との意見交換は、正副議長、各常任委員長がこの会に出席してもらうか、自分達が出向いて意見を聞くか、議会の意向を聞いて決めたらどうかと思っている。その時期については9月頃がどうかと思っている。これについても皆さんの意見を聞きたい。

今言われるように、ある程度の骨格が固まってからが良いのか、出来るだけ早い段階で意見を聞くようにしたら良いのか、意見が分かれるところだが、意見を出していただきたい。

- ・ 住民本位の条例を創るのであるため、住民と係わりを持っておいた方が良いと考えるので、早い時期の開催が良いのではないか。
- ・ 早い段階の開催には異論は無いが、この条例について理解されているのか疑問である。ある程度叩き台が出来、それを見ながらなら（変更、または盛り込むべき事項）意見が出やすいのではないか。
- ・ 第1回目の会議で、条例づくりの行程が出されたが、ここでは一定素案的なものがまとまった時点で、意見を聞くようになっていたと思うが。ここに参加している者は、住民として参加しているもので、住民の意見は盛り込まれていると判断できる。他の方に対しては、自分達の言葉で原案をつくり、自分達の言葉で説明して、それに対する意見を聞く。質疑応答ができる段階で行なってはどうか。

多くの自治体で自治基本条例の制定が行なわれているが、制定の過程で課題になっているのが、住民が選んだ検討委員ではないということである。やはり創り上げていく過程で住民の意見を聞く機会を多く持つことは重要なことである。

- ・ 骨子は検討委員会でまとめる必要があると考える。住民の意見を聞かないといくことではなく、質疑応答ができるためには、骨格が出来ていなければならないと思うので、急がず時間を掛けてはどうか。
- ・ 条例の施行目標が平成22年1月1日になっているが、この期限の延長は可能か。当初の予定には盛り込まれていないことであり調整を要するが、住民の意見を早い段階に聞くことに賛同する。一定決った状態で意見を聞いても変更しにくいにはではないか。ただ、自治基本条例を理解してもらうものが無いと住民の方には分かりにくい。

「事務局」

7月の広報に、広報製作の委託先が編集する特集記事において、自治基本条

例の取り組みが掲載される。内容は条例の概要、取り組み状況、委員からのメッセージ、行程表などであり、自治基本条例を知らせるものになる。制定目標を定めてはいるが、これはあくまで目標と理解していただきたい、当然時間を要する議論もあり、また、住民本位の条例となる為には時間を費やす必要も出てこようかと思う。制定時期の目標にこだわる必要は無い。

早い段階で意見をきいていく手法、条文をまとめる段階で意見を聞いていく手法のどちらも有力な意見だと思うが、どうでしょうか。

- ・早い段階で意見を聞くことに賛同する。住民の意見を聞くことは重要なことであり、検討委員だけで決められることでもなく、早い段階で聞いておいて、検討委員会で論議しながら具体化し、再度住民の方に示し意見を聞くようにしたらどうか。
- ・委員長の言われるとおり、どちらも一理あると思うが、住民の意見を反映するとなれば、早い段階で意見を聞き取る時間をつくるべきではないか。ただし、この呼びかけに意見をもってどれだけの住民の方が参加してくれるかは不安である。参加があれば意見も聞けるのだが、従来このような呼びかけに対する住民の反応は弱く人が集まりにくい。多くの方の参加を得ることが課題となる。
- ・皆さんの聞く中で、私としては先に意見を聞く方が良いのではないか。
- ・多くの方の参加を得ることが課題となる。また、ある程度取りまとめたものがないと意見が出ないのではないか。質問や意見が出ても委員としてそれに答える自信がない。
- ・区長会が開かれたときに、自治基本条例の説明がされたが、区長からも何も質問が出なかった状況である。住民の方は、この条例のことを知らない、理解していない状況であり、住民の条例への理解を得て会を開催するべきであり、住民理解という肝心なところ行なうべきである。

会議を開催する場合、その主催側は資料を提示し、内容を提起し、何を議論してもらいたいか、何が重要か明確し、会議に臨む必要がある。準備も無しに会議に臨むことは無責任なことである。事前に情報提供し会議に臨まなければならない。

- ・公募枠の募集を行なったが定員に達していない状況でスタートしている。このことから住民の理解を得ることは難しい。
- ・広く住民の意見を聞くための会議の提案がされているが、予め検討委員会内で整理したものを提示し意見を求めるやり方、条例の説明を行いながら意見を求め、出された意見を委員が持ちより検討していくやり方の2つの意見に分かれている。私は初めから住民の方々の意見を反映したいとともに、住民意見を反映する姿勢を示すとの思いから、早い段階での会議開催に賛同する。
- ・難しい印象を与えるため、自治基本条例という言葉を使用しないほうが良く、町の何を変えたいかというテーマでアンケートとしてはどうか。そうすれば意見が出やすいのではないか。

このあたりで結論を出してはどうか。

- ・ タイミングの問題がある、先ほども広報掲載の話が出たが、7月の広報で条例のことが住民の目に触れることになり、これに合わせ住民の意見を聞く機会を持つ、参加する機会をもつこと重要なことである。7月以降毎月掲載できればいいが、掲載されてから時間が達と関心も薄れてくるため、7月の下旬から進めていくことが良いと思う。

開催時期について、2つの意見に分かれている状況であり、意見収集についての方法論のあろうかと思うが、早い時期に各地で意見交換の会を開催し、住民の意見を反映し決定がされていく形を創っていききたい。開催方法は次の議論として、早い時期の開催としていききたいがどうか。

「事務局」

区長会で、検討委員会の公募の説明、検討委員会の活動に経過報告を通じ、まだこの条例の趣旨が浸透されて無いように感じている。このことは事務局の責任であるが、県下的にも取り組みの事例も少なく、重要な条例であるが関心がまだまだ低いように感じている。

趣旨の浸透については、行動をおこすことで解決される問題である。世論は少しずつ高まっていくもので、条例とは難しく感じるものなので意見が出にくいですが、情報提供など工夫をしていくなかで意見が出やすい環境をつつていかなければならない。

- ・ 一般の方は、普通条例を読む機会は少ない、その条例に上の条例といっても理解しがたい。必要最小限の説明は必要であるが、自治基本条例という言葉はあまり使わない方がよい。何を望んでいるのか、何をどのように変えたいかという思いはある。

役場を、議会を、住民を変えたいかと思うものがあるとおもうので、回覧でこの3項目でアンケート行なうのはどうか。

3項目のなかで選択し、例えば議会をどのように変えたいかを記入し、後3択質問をいれ、最後に検討委員会が公聴会を開催した場合の参加の有無を設け、参加の意志のある方は、連絡先を記名してもらうかたちはどうか。出来るだけシンプルに分かり易い形をとること。サイレンについてのアンケートの様にシンプルなものが良い。

まずアンケートを取って、次に公聴会の開催を行なってはどうか。

今の提案も踏まえ意見は無いでしょうか。

- ・ 意見なし

参加人数の多少は次の議論として、多くの方の参加、多くの意見を出してもらえよう工夫することとし、会を設定していききたいと思うが、異議はないだろうか。

- ・ 異議はでない。

会場としては、十和地区では2箇所との意見が出たが、設定としてはどうするか。

- ・窪川地区は7箇所あるが、街分郷分を1箇所としたら6箇所となる。

最低中学校単位でやってはどうかと思う。ただ窪川中学校下は範囲が広い。条例をつくり段階から多くの方が参加して、意見が反映されていくことは大切なことで、そして議論を盛り上げていく。住民の意見が活かされた条例となるべき。

- ・例えば、7月に一つの組が十和地区で行い、もう一つの組が窪川地区で行うようなやり方をとるのか。

その話は、日程に係ることであるが、委員長又は、副委員長と事務局は出席し、委員の方、町職員の作業部会の方は日程調整がつく方ということになるだろう。委員全員参加では日程の調整がつきにくい。事務局としてはどうか。

「事務局」

事務局としても率先してやらなければならないことであり、住民がこの条例を知らないことではいけない。この条例をつくるうえで住民の思いが活かされていないのでは意味が無い。できる限り回数も増やして行なっていただきたらと思います。

提案の内容で事務局と詰めて、次回の会議で具体的な内容の議論行なう。

ただ、区長文書の配布時期があるので、役員に一任されたい。

班分けは2班でという意見が出ているが、意見は無いか。

- ・自由参加ではどうか。
- ・2班に分けて、委員長、副委員長が分かれる。委員は出来るだけ日程調整をとって参加する形ではどうか。
- ・この会を検討委員会が主催するということなら、委員は出席する義務が生じる。主催する側が主席しないことは有り得ない。主催はどこか確認をしたい。

主催は検討委員会である。

- ・先ほど2班とするという意見は、開催数が多くない状況での意見である。
- ・3班は必要ではないか。

3班体制が適当と考える。1班あたり約4回程度を受け持つこととなる。後は事務局で振り割をさせてもらうことしたい。

- ・委員は、地元開催時を選択する、しない。それは考慮しなく班分け行なうこととなるのか。

広報にも委員の名前は掲載される、地元開催時に委員がいないことにはなりにくい、この件も含め、事務局と協議していきたい。他に意見はあるか。

- ・意見なし

「協議結果」

7月下旬から8月上旬にかけて11会場程度で、3班に別れ住民の意見を聞く会を開催する。

議会との意見交換会について

委員長、副委員長が議員との意見交換に出向き、議員の考え方を聞く機会を持つと言ってきたが、正式に議員をこの会に招き委員との意見交換の場を設定する方がよいと思い直したので、改めて皆さんの意見を聞きたい。

議員側との協議も必要なことなので、議会の了承が得られれば、5つある常任委員会の委員長、正副議長、議会事務局に出席していただき意見交換を行いたいと考えるが、いかがなものか。

自治基本条例にも議会に関する事項も出てくるので、その考えを聞く機会を持ちたい。

- ・意見交換の内容は、自治基本条例全般に関するものか。

私の考えでは、意思決定機関としてまちづくりの重要な担い手であり、議会に関する事項をどのように表していくか意見を聞かしてもらいたい。

- ・自治基本条例の中の議会に関する部門について、議会としても提起してもらうことですか。

そうです。

この自治基本条例は町の最高規範として位置づけられ、住民、議会、行政の果たす役割が、それぞれ条例に明記されることになるため。

- ・確認ですが、以前事務局が出された条例の例では、高知市のものは市民と行政のパートナーシップに限定されたもので、議会には触れておらず、二セコ町のものは、議会に関しても規定されたものであり、ここで議論して創られる条例は議会を含めたものになるのか。

議会も含めてものにしていかないと全町をこの条例により規範していかないといい、私としては議会も構成の一部として条例になかに定義するべきと考えている。総合的なものとしていきたい。

「協議結果」

開催時期は9月とし、正副議長、5つある常任委員会の委員長の出席による意見交換を開催できるよう議会に申し込む。

その他

- ・自主防災組織と消防団員の関係で、災害時の活動を考えた場合、自主防災組織と消防団員は切り離すべきと考える。こういうことも条例に盛り込められないか。

危機管理のなかで、どのような位置付けになるのか。事務局意見は無いか。この条例の議論のなかでも、教育委員会、農業委員会、消防組織とか各組織についての見解をもつ必要もあるように思われる。条文には表れなくても位置付けは整理しておく必要がある。

「事務局」

自主防災組織の委員と消防団員の関係については、兼務していた者が災害発生時に、どちらの役割を優先するか判断に苦慮するということだけではなく、地域内の役割分のなかで、1人のものが多くの役割を担わされている場合があり、地域内での役割分担の整理を行なう必要性があるとの考えから出された意見である。

- ・自主防災組織の役割を果たせば、消防団としての役割を果たせない。地域で話し合いを持つ必要があるとは考えている。

こちらの意見も出して、行政としても組織の在り方、機能を考慮して検討する必要がある問題。

分散会

休憩をはさみ3班を形成し分散会により協議を行う。各班協議で本日は終了。

次回の会議について

第7回自治検討委員会の日程

平成21年7月13日(月)

時間は、午後7時00分～午後9時00分

場所は、四万十町役場

なお、7月21日も予定は空けておくこととする。